

# 訂正のお知らせ

2020年9月18日発行：(一社) 熊本県保険医協会

2020年7月16日に発行した「熊本県保険医協会FAX情報(その2)」につきまして、下記のとおり誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

＜免除対象者(熊本県)＞の「2. 災害救助法適用市町村に住所を有する下記の被保険者又は被扶養者」について、「被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む」の中に『熊本県後期高齢者広域連合』を掲載していましたが、『熊本県後期高齢者医療広域連合』の被保険者又は被扶養者につきましては、被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合は、免除対象から除外されることが、令和2年7月14日厚労省事務連絡で示されていました。

## 【訂正後】

### (1) 窓口での取扱い等

医療機関・介護サービス事業所等の窓口で、免除となる要件(下記1～5)のいずれかに該当する旨を口頭で申告(罹災証明書の提示は不要)した免除対象者については、一部負担金・利用料が免除されます。

＜免除となる要件＞

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、又はこれに準ずる被災をした
2. 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
3. 主たる生計維持者の行方が不明である
4. 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

＜免除対象者(熊本県)＞

1. 災害救助法適用市町村の国保・介護保険の被保険者  
(熊本県内の災害救助法適用市町村)

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

2. 災害救助法適用市町村に住所を有する下記の被保険者又は被扶養者

(下記②～④については、被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む)

- ①熊本県後期高齢者医療広域連合、②全国健康保険協会(協会けんぽ)、③熊本県医師国保組合、④熊本県歯科医師国保組合